

難民と認定しなかった事例

1 本国における政治的活動を理由に対立政党の構成員・関係者等から危害を加えられるおそれを申し立てるもの

【事例1】

申請者は、本国においてA党員として活動していたことを理由に、対立政党であるB党支持者から暴行や脅迫を受けたことことを申し立て、帰国した場合、B党支持者から危害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、特定地域における対立政党の関係者であるものと認められ、本国情勢に係る客観情報によれば、本国政府が当該政党関係者による違法行為を助長等している状況は認められないことから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例2】

申請者は、本国においてC党員として活動していたことを理由に、対立するD党の関係者からD党のメンバーに加わるよう勧誘され、それを断わったことから、帰国した場合、D党構成員によって殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、特定地域における対立政党の関係者であるものと認められ、本国情勢に係る客観情報によれば、本国政府が当該政党関係者による違法行為を助長等している状況は認められないことから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

2 借金問題や遺産相続など主に財産上のトラブルを申し立てるもの

【事例3】

申請者は、本国において行った土地取引で生じた借金を返済できなかったことから、帰国すれば債権者から危害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、借金の返済を巡る私人間のいさかいであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例4】

申請者は、父の遺産を他の親族よりも多く相続したことから、帰国すれば当該相続に不満を抱く親族によって殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、相続を巡る私人間のいさかいであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

3 本国あるいは本邦における政治的活動を理由に本国政府から迫害を受けるおそれを申し立てるもの

【事例5】

申請者は、本邦において、在日大使館前で行われた反政府デモに参加したため、反政府活動を行った者として本国政府に把握されている可能性が高いことを申立て、帰国した場合、本国政府に身柄を拘束されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本国情勢に係る客観情報に照らすと、申請者が本邦において行った反政府活動の態様からは、申請者が、反政府活動家として注目されており、本国に帰国した場合、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例6】

申請者は、本国において、反政府組織のメンバーとして活動していたところ、警察に身柄を拘束された上、取調べにおいて暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

自身が所属していた組織に関する基本的な情報や当該組織において自身が行った活動、及び、身柄拘束後の取調べにおいて受けた暴行に係る申請者の供述は著しく具体性に欠けるものである上、その内容に看過し難い変遷が認められることなどから、申請者の申立てには信ぴょう性が認められないとして「不認定」とされた。

【事例7】

申請者は、少数民族であること、及び、本邦において反政府活動を行っていることから、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあると申し立て、難民認定申請を行ったところ、本国情勢に係る客観情報に照らし、本邦における申請者の反政府活動の態様、及び、本国の家族は平穏に暮らしており申請者自身も本国に帰ることに何ら危険はない旨述べていることなどからすれば、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして

「不認定」となり、申請者はこれを不服として異議申立てを行った。

異議申立てにおいては、上記主張に加えて、自身が難民である理由は、日本で働いてお金を稼ぎ、本国の家族を助けなければならないことである旨申し立てた。

異議申立てに係る口頭意見陳述及び審尋における申請者の供述からは、申請者が本国政府から注目されるほどの政治活動を行っているとは認められず、また、日本で働きたい旨の主張は難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないことから、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見はいずれも難民該当性は認められないというものであった。

【事例 8】

申請者は、本国において、デモ参加者に水を配ったことで警察に逮捕されたこと、本邦において、本邦在住の本国人の生活面の権利擁護などを行う組織に加入して活動していることから、帰国すれば逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったところ、本国情勢に係る客観情報に照らすと、本国及び本邦における申請者の活動の態様から、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」となり、申請者はこれを不服とし、異議申立てを行った。

異議申立てにおいては、上記主張に加え、来日のための費用を両親の友人から借りたものの、いまだに同借入金を返済していないことから、帰国すれば逮捕されるおそれがある旨を申し立てた。

口頭意見陳述及び審尋において、上記組織の会合には1年くらい参加していない旨述べており、本国政府が申請者の当該活動に対して殊更関心を寄せるものとは認められないこと、また、未返済の借入金に係る申立てについても、当該申立て理由に基づき身柄拘束されるおそれがあると認めるに足りる証拠は見当たらず、当該主張は難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見はいずれも難民該当性は認められないというものであった。

4 特定の政治団体が関与した暴力行為、支援の強要を申し立てるもの

【事例 9】

本国において、特定の政治団体構成員から団体への加入や寄附金の支払い等の協力を要求されたものの、これを拒否したことから、帰国した場合、同団体の構成員から脅迫や暴行を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行

ったものである。

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、特定の政治団体構成員であるものと認められ、本国情勢に係る客観情報によれば、本国政府が当該団体構成員による違法行為を助長等している状況は認められないことから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

5 民族的・宗教的少数派であることに起因する差別・迫害のおそれを申し立てるもの

【事例10】

申請者は、少数民族であるところ、本国の学校で、自身の民族の言語により会話していることを他の学生からさげすまれたことや、当該言語を理解しない同級生から疎外されていると感じたことなどを申し立て、帰国した場合、少数民族であることを理由に迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者の申立ては差別の範ちゅうにとどまるものであって、迫害にあたるものとは認められない上、同じ民族である申請者の家族は本国において特段の問題もなく生活し、申請者自身も本国において他者から暴力や危害を受けるおそれはない旨自認していることなどから、本国に帰国した場合、申請者が条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例11】

申請者は、本国において少数派に属する宗教を信仰しているところ、本国政府関係者が当該宗教の多数の信者を殺害していると申し立て、帰国した場合、当該宗教を信仰していることを理由に迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本国情勢に係る客観情報によれば、本国では当該宗教の教徒でありながら公職に就いている者がいるなど当該宗教を信仰していることのみを理由とした迫害のおそれは認められないこと、また、申請者の申立てからは、申請者や申請者の親族が当該宗教を信仰していることを理由に本国政府関係者から危害を受けたとの事情も見受けられないことなどから、本国に帰国した場合、申請者が条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例12】

申請者は、難民不認定処分等の取消しを求める訴訟を提起し、当該敗訴が

確定した後に、新たな事情もなく3回目の難民認定申請を行ったところ、当該申請には難民該当性が認められないとして「不認定」となり、これを不服として、異議申立てを行ったものである。

申請者は、口頭意見陳述及び審尋において「私がここで何を話そうと無駄であり、質問に答える意思もない。」と述べるなど、真摯に本邦での庇護を求めているとは認め難く、引き続き本邦に在留するための方便として難民認定申請を利用している様子がかがわれたこと、また、上記訴訟については既に高等裁判所において棄却判決が言い渡され、申請者の敗訴が確定していることなどから、申請者が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているものとは認められないとして、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見はいずれも難民該当性は認められないというものであった。

6 帰国後の生活苦や本邦での稼働希望などの個人的事情を申し立てるもの

【事例13】

申請者は、帰国しても仕事がなく借金返済のため本邦で稼働したいこと、本国で大学を中退したため本邦で進学したいと考えていることを申し立て、難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、単に本邦での稼働希望等を述べるものにすぎず、難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

【事例14】

申請者は、本国には身寄りがなく、経済的な問題から帰国しても生活することができないとして難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、本邦における在留継続希望を述べるものにすぎず、難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

7 地域住民等との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する危害のおそれを申し立てるもの

【事例15】

申請者は、本国において、所有地の境界線を巡るいさかいから親族と殴り合いのケンカになり骨折したこと、当該負傷の腹いせとして相手に発砲したことなどを申し立て、帰国した場合、同親族に復讐されるおそれがあるとし

て難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、所有地の境界争いから生じた私人間の傷害事件であって、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、本国情勢に係る客観情報によれば、本国政府が私人による違法行為を助長等している状況にあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例16】

申請者は、本国で行われたスポーツ大会において、自身が所属するチームが勝利したところ、対戦相手から暴行や脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、対戦相手及びその関係者から命を狙われるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者の主張は、試合結果を巡り私人間で生じた暴力事件であって、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、本国情勢に係る客観情報によれば、本国政府が私人による違法行為を助長等している状況にあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例17】

申請者は、本国において、申請者の妻が以前に交際していた男性から殺害の脅迫等を受けたことを申し立て、帰国すれば、同人及びその関係者から殺害されるとして難民認定申請に及んだところ、当該主張は、男女関係を巡る私人間の争いであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないものとして「不認定」となり、これを不服として異議申立てを行ったものである。

異議申立においては難民不認定の理由に加え、申請者の主張については信ぴょう性に疑義があるとして、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって難民審査参与員の意見はいずれも難民該当性は認められないというものであった。